

兵庫県林業・木材産業改善資金のしおり

兵 庫 県
(令和 8 年 2 月)

目 次

1	林業・木材産業改善資金とは	1
2	貸付対象	1
3	貸付けを受けることができる方	2
4	貸付方法	2
5	貸付フロー	3
6	林業・木材産業改善資金の貸付条件（抜粋）	4
7	林業・木材産業改善資金の貸付手続き	6
8	償還完了まで、毎年していただくこと	7
9	その他	7
10	県の各地域の林業・木材産業改善資金担当部署	8
11	県の林業・木材産業改善資金主管部署	8
12	注意事項	8

※ 各様式は別冊

※ 本しおりは令和8年2月において概要をまとめたもの

1 林業・木材産業改善資金とは

林業労働従事者の方や事業者の方が、次の3つの内いずれかを目的として取り組もうとしている事業（改善措置事業）に対して、その実施に必要な資金を兵庫県が無利子で貸付けることによって、県内の林業及び木材産業全体の振興と県内の森林整備の推進又は県産木材の利用促進を図ろうとする制度です。

○ 3つの目的

- ① 林業経営若しくは木材産業経営の改善
- ② 林業労働に係る労働災害の防止
- ③ 林業労働に従事する者の確保

2 貸付対象

1	機器・施設の改良、造成又は取得	<ul style="list-style-type: none">○生産性の向上、品質の向上、付加価値を高めるため若しくは新たな生産方式又は販売方式を導入するための機械等（単なる車両等は対象外。また、更新の場合は機能アップ必要。）○林業労働に係る安全衛生施設、林業労働者の福利厚生施設（特段の制約なし）
2	造林	<ul style="list-style-type: none">○森林施業を行うための機械等の使用料（償却費、整備費、燃料費）、資材費及び作業労賃○恒久的に利用する作業路を開設・改良
3	立木の取得	<ul style="list-style-type: none">○森林所有者等が、木材実需者と木材供給協定等を締結するに先立ち、必要な立木量を確保するために必要な立木の取得費用（単なる立木の取得は対象外）
4	経営規模の拡大、生産方式の合理化、林業経営又は木材産業経営の改善等	
①	立木の伐採、又は木材の搬出	<ul style="list-style-type: none">○木材の搬出等を行うための機械等の使用料（償却費、整備費、燃料費）、資材費及び作業労賃○一時的に利用する作業路を開設・改良
②	森林経営権等の取得	<ul style="list-style-type: none">○森林経営の集約化として、周辺の森林の長期使用・収益権を取得
③	機械・施設の賃借権を取得	<ul style="list-style-type: none">○複数年数に及ぶ機械等の借賃を全額一括払いする費用
④	森林施業又は立木管理の委託	<ul style="list-style-type: none">○間伐、保育その他の施業の実施、巡視、立木の現況把握及び境界保全並びにこれらに必要な管理歩道の開設・改良等の準備作業、台帳類の作成、委託者への報告等
⑤	技術又は経営知識の習得のための研修受講	<ul style="list-style-type: none">○能率的な林業・木材産業に係る技術や経営方法を習得するための研修受講費用（林業労働従事者自らの借入は対象外）
⑥	技術又は専門的知識の導入	<ul style="list-style-type: none">○新たな事業の開始あるいは生産方式等の導入に当たり、必要となるコンサルタント費用
⑦	調査又は通信・情報処理機材の取得	<ul style="list-style-type: none">○経営改善に必要な森林調査、需要調査等○通信・情報処理機材（ソフト等を含む）の取得
⑧	営業権等の取得又は研究開発	<ul style="list-style-type: none">○営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用
⑨	その他附帯費用	<ul style="list-style-type: none">○新たな事業を開始する場合の初年度に係る燃料、加工用原料等の資材費、機械・施設の修理費、検査費

3 貸付けを受けることができる方

	会 社 資本金の額 又は 出資の総額	会公司・個人 常時使用す る従業者数
1 林業従事者たる個人 (森林所有者、林業労働従事者、個人の素材生産者 等)		注 1
2 木材産業に属する事業を営む者 ① 木材製造業 ② 木材卸売業 ③ 木材市場業	1,000 万円以下 又は	300 人以下 100 人以下
3 上記 1 及び 2 の者が組織する団体 ① 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに上記 1 の者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会 ② 上記 2 の②又は 2 の③の者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合 ③ 法人格のない団体 注 2		
4 その他政令で定める者 ① 林業を行う法人で上記 1 の者の組織する団体以外 ア 会社 イ 森林整備法人、林業経営を行う市町村	1,000 万円以下 又は	300 人以下
5 認定中小企業者		
6 認定促進事業者		

注 1 農林漁業信用基金の債務保証を受ける要件は、常時使用する従業者数が 300 人以下

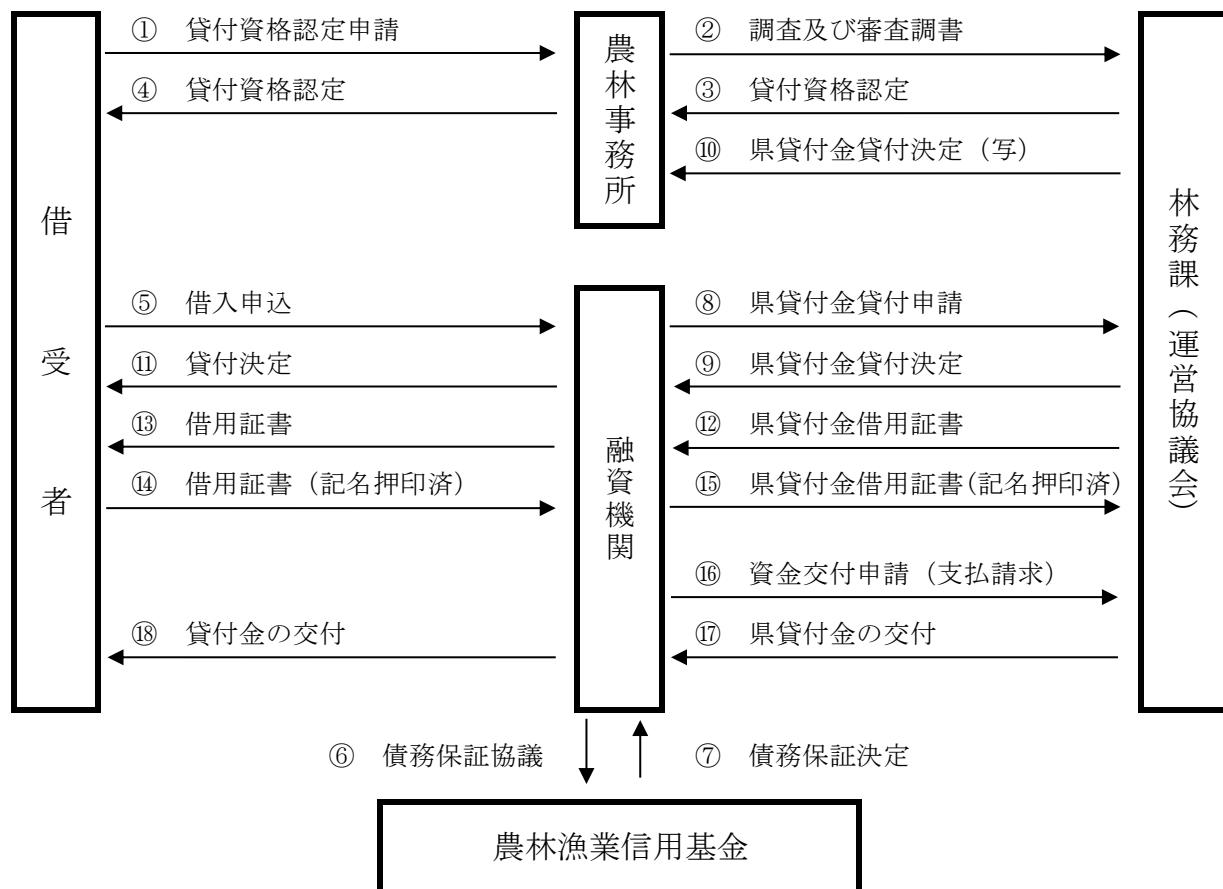
注 2 「法人格のない団体」が借受主体となるためには、その団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを備え、通常の社会関係において人格なき社団としての実体を有することが必要。

4 貸付方法

林業・木材産業改善資金の貸付方法は、5 の貸付フローのとおり、県の資金を融資機関を介して貸し付ける転貸方式のため、資金の貸し主は融資機関となります。また、農林漁業信用基金の債務保証を貸付条件としていますので、債務保証料等の費用が別途必要になります。（償還後、申請をすれば返金されます。）

5 貸付フロー

転貸方式



〔共通事項〕

- 1 借受者は、事業の完了後30日以内に事業実施報告を県に提出し、農林事務所は完了確認調査を実施。
- 2 事業を実施した結果、支出されなかった貸付金の残高については、繰上償還によって返還するものとする。

6 林業・木材産業改善資金の貸付条件（抜粋）

貸付条件							
融資機関	融資機関						
1 貸付対象者 (林業従事者等)	① 森林所有者、林業労働従事者、森林組合、素材生産者 等 ② 木材製造業、木材卸売業、木材市場業に係る事業者 ③ 認定中小企業者 ④ 認定促進事業者						
2 貸付額	1 林業従事者等に貸し付けることのできる貸付額は、2 ①の貸付限度額を超えない範囲において、2 ②及び2 ③の額のいずれか低い方の金額とする。						
① 貸付限度額	<table border="1"> <tr> <td>一般</td><td>個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">木材産業に係る事業 1 億円（木材産業への新たな進出可）</td></tr> <tr> <td colspan="2">特認： 知事が認める額</td></tr> </table>	一般	個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円	木材産業に係る事業 1 億円（木材産業への新たな進出可）		特認： 知事が認める額	
一般	個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円						
木材産業に係る事業 1 億円（木材産業への新たな進出可）							
特認： 知事が認める額							
② 対象事業費用	改善措置を実施するために必要な費用から貸付対象外費用を除いた額						
③ 県内示額	借受希望に対して県が割り当てた内示額						
3 貸付金の用途	① 施設の改良、造成又は取得 ② 造林 ③ （供給協定に基づく）立木の取得 ④ 経営規模の拡大、生産方式の合理化、その他経営の改善に必要な資金で知事が指定するもの 上記①～④のうち、運転資金は除く						
4 貸付資格（改善措置事業）の認定	県が認定						
5 貸付資格の認定要件 (改善措置事業の認定)	改善措置に関する計画（以下「改善措置計画」という。）における下記事項が適正であること。 ① 改善措置の目標 ② 改善措置の内容及び実施時期 ③ 改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法 ④ 改善措置計画に基づく事業計画が実施可能であること ⑤ 計画事業の効果（ア、イのどちらにも効果が見込まれること。） ア 借受者（自己）の事業において、次のいずれかの改善が図られること。 • 林業経営若しくは木材産業経営の改善 • 林業労働に係る労働災害の防止 • 林業労働に従事する者の確保 イ 波及効果（次のいずれか） • 県内の森林整備の推進又は県産木材の利用促進 • 県内の林業及び木材産業全体の振興						
6 貸付決定	融資機関が審査し、決定						
7 貸付期間	注1 据置期間 3年以内 注2・3 儿還期間 10年以内						
8 貸付利率	無利子						
9 延滞違約金	延滞金額につき年12.25%						
10 儿還方法	均等年賦償還						
11 儿還額（1回当たり）	① 均等償還（千円単位）（1回当たりの償還額＝貸付額÷償還回数） ② 千円未満の端数がある場合は、端数の合計を第1回償還額に加算する。						
12 貸付月	随時（5月～3月） ※年度内に貸付けを希望する場合は、12月1日までに申し出ること。						
13 償還月	① 貸付月 6～8月：5月 ② 貸付月 9～11月：8月 ③ 貸付月 12～1月：11月 ④ 貸付月 2～5月：1月 ※ 償還基準日は20日						

6 林業・木材産業改善資金の貸付条件（抜粋）

貸付条件	
融資機関	融資機関
	※農林漁業信用基金の債務保証（100%）を受けること
14 連帯保証人等	<p>農林漁業信用基金の債務保証を受ける際の条件</p> <p>① 連帯保証人：2人以上</p> <p>② 担保：次の場合に必要 ・5年以上の設備資金 ・土地建物の購入等</p> <p>③ 出資金 出資額：保証額÷45 ※ 平成27年4月現在 ※ 万円未満：切り上げ</p> <p>④ 保証料 保証料率：年0.1～0.9%</p> <p>⑤ 抵当権設定費用等</p> <p>※③④⑤は借受者負担</p>
15 借受者の住所地等	県内に住所を有する者、若しくは森林整備及び木材の生産等の主たる事業地（事業所を含む）を県内に有している者であって、改善措置計画を作成し、知事の認定を受けた者
16 債還金の納入方法	借受者→融資機関→県

注1 措置期間における特例

- (1) 農商工等連携促進法
 - (2) 六次産業化法
 - (3) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
 - (4) 山村振興法
- の適用を受ける場合は5年以内とする。

注2 債還期間における特例

- (1) 林業経営基盤強化暫定措置法（※1）
 - (2) 農商工等連携促進法
 - (3) バイオ法
 - (4) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
 - (5) 六次産業化法
 - (6) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
 - (7) 山村振興法
 - (8) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法
- の適用を受ける場合は12年以内とする。（※1 森林経営管理法附則第2条の特例を受ける場合は15年以内）

注3 債還期間における特例

林業労働力確保法の適用を受ける場合は15年以内とする。

注4 事務の再委託

貸付金に係る債権の保全及び取立てに関する事務は、融資機関から債権管理会社等に再委託される場合がある。

注5 用語解説

- 農商工等連携促進法：中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
- バイオ法：農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律
- 公共建築物木材利用促進法：公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- 六次産業化法：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
- 認定中小企業者：農商工等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者
- 認定促進事業者：六次産業化法第6条第3項に規定する認定促進事業者

7 林業・木材産業改善資金の貸付手続き・申請期限

※申請は隨時受け付けておりますが、年度内の借受を希望する場合は、12月1日までにお申し出ください。

1	借受希望の 申し入れ (※随时)	借受者 ↓ 県農林	(1) 次のことを県の各地域担当窓口（8ページの10参照）にお伝え下さい。 ①氏名等、②所在地又は連絡先等、③借受希望額、④借受希望時期、 ⑤改善資金の使途及び事業実施地の住所 (2) 改善資金の貸付条件や必要となる資料等について説明を受けて下さい。
2	貸付資格の 申請	借受者 ↓ 県農林	(1) 正式に資金の借り入れを申請するときは、改善資金を借り受けて行おうとする事業の計画書を作成し、必要な資料等とともに県の受付窓口に提出して下さい。 (様式01等) (2) この貸付資格（事業計画）の認定と6の貸付（貸付審査）の決定を受けなければ、改善資金の貸付けを受けることができません。 [同時申請可]
3	申請内容の 確認	県農林 ↓ 借受者	(1) 事業を行おうとしている現地の確認を行います。 (2) 貸付要件の確認や提出資料等の原本確認を行います。 (3) 事業経費について貸付対象と対象外経費の確認を行います。
4	貸付資格の 審査	県林務課	(1) 事業計画の審査（主な審査項目） ① 事業計画の適正、② 借受者自身の事業の改善効果 ③ 県内の林業及び木材産業全体の振興への波及効果 ④ 県内の森林整備の推進又は県産木材の利用促進に対する波及効果
5	貸付資格の 認定	県林務課 ↓ 借受者	(1) 上記4の結果により、貸付資格の認定を行います。
6	貸付申請	借受者 ↓ 融資機関	(1) 改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に貸付申請を行って下さい。 (様式10等) (2) 融資機関の貸付条件4～5ページ参照。 (3) 2との同時申請可
7	申請内容の 確認	融資機関 ↓ 借受者	(1) 提出資料等の原本確認や担保の確認等を行います。 (2) 借受者や連帯保証人の経済状態等の審査を行います。 (3) 農林漁業信用基金に対し、債務保証の申請手続きを行います。
8	貸付決定	融資機関 ↓ 借受者	(1) 7の要件が整いましたら、融資機関から借受者に対し貸付決定（貸付日・貸付条件の通知）がされます。 (2) 融資機関から貸付けに手続き・日程等について説明があります。
9	貸付け	県 ↓ 融資機関 ↓ 借受者	(1) 借受者は、融資機関が指定する預金種類の口座を開設して下さい。 (2) 貸付けに必要な手続き完了後、8で通知のあった日に融資機関を通じて改善資金が交付されます。 (3) 借受者は、(1)の口座に2の事業を行うための資金（改善資金、自己資金、他からの借り入れ）を預け入れ、管理して下さい。
10	改善措置事 業の実施	借受者	(1) 事業の着工は、原則、改善資金の交付を受けてから行って下さい。これにより難い場合は事前に県農林に相談して下さい。 (2) 事業の実施に要する費用の支払いは、9の口座から送金払又は振替払等の方法により行って下さい。 (3) 事業の実施に係る入出金は全て記録して下さい。 (様式31)
11	完了報告	借受者 ↓ 融資機関	(1) 事業は、県が指定する日までに完了させて下さい。 (通常3ヶ月以内) ※ 事業の完了とは、貸付対象事業実施後、代金等の支払いが完了した時点を言います。 (2) 事業の完了後30日以内に、事業の実施報告を融資機関を経由して県農林に提出して下さい。 (様式30等)

12	完了確認	県農林	(1) 事業を実施した現地の確認を行います。 (2) 完了報告の確認を行います。 (3) 支出した費用について、対象費用と対象外費用の確認を行います。 (4) 改善資金の余剰金（支出されなかった額）の確認を行います。
13	余剰金の 繰上償還	借受者 ↓ 融資機関 ↓ 県	(1) 余剰金がある場合、速やかに余剰金を繰上償還して下さい。 (2) 余剰金を繰上償還した場合、8の貸付決定で通知した各償還期日毎の償還額が変更になりますので、様式07によりその額を確認して下さい。

8 償還完了まで、毎年していただくこと

約定償還	借受者 ↓ 融資機関 ↓ 県	(1) 約定償還時期になると融資機関から償還依頼書が送付されますので、償還依頼書に記載された納期限までに所定の金額を償還して下さい。 ※ 1年以上の貸付けは年賦償還（年1回償還） (2) 納付方法は、融資機関の指示に従って下さい。
------	----------------------------	---

事業の利用 実績報告	借受者 ↓ 県農林	(1) 每年1回、改善措置事業の利用実績を報告して下さい。（様式60） ※ 当報告は、次回貸付けを希望されるときの資料となります。
---------------	-----------------	--

9 その他

（次の状況になったときは融資機関に報告又は相談して下さい。）

償還条件の変更	借受者 ↓ 融資機関	○ 繰上償還、支払猶予、償還条件の変更を希望する場合
事業計画の変更		○ 改善措置事業の計画変更が必要なとき

※連帯保証人の死亡等、債務保証の内容が変更となる場合は直ちにご報告下さい。

〔用語解説〕

改善資金：林業・木材産業改善資金

借受者：改善資金の借入を希望する者又は貸付けを受けた者

県農林：各県民局の改善資金担当窓口（8ページの10参照）

県林務課：改善資金の主管窓口（8ページの11参照）

10 県の各地域の林業・木材産業改善資金担当窓口

県民局	改善措置事業を行う市町	県の担当窓口
神 戸	神戸市	神戸農林振興事務所 森林課 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5 電話 078-742-8327 ファックス 078-734-6001
阪神北	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市 猪名川町・尼崎市・西宮市・芦屋市	阪神農林振興事務所 里山・森林課 〒669-1531 三田市天神1-10-14 電話 079-562-1392 ファックス 079-562-8805
東播磨	明石市・加古川市・高砂市・稲美町 播磨町	加古川農林振興事務所 森林課 〒675-8566 加古川市加古川町寺屋町天神木97-1 電話 079-421-9347 ファックス 079-421-4056
北播磨	西脇市・三木市・小野市・加西市 加東市・多可町	加東農林振興事務所 森林課 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 電話 0795-42-9424 ファックス 0795-42-4056
中播磨	姫路市・神河町・市川町・福崎市	姫路農林水産振興事務所 森林課 〒670-0947 姫路市北条1-98 電話 079-281-9289 ファックス 079-222-9943
西播磨	たつの市・宍粟市・太子町・相生市 赤穂市・上郡町・佐用町	光都農林振興事務所 森林第1課 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 電話 0791-58-2198 ファックス 0791-58-2330
但 馬	豊岡市・香美町・新温泉町	豊岡農林水産振興事務所 森林課 〒668-0025 豊岡市幸町7-11 電話 0796-26-3699 ファックス 0796-24-8163
	養父市・朝来市	朝来農林振興事務所 森林第2課 〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 電話 079-672-6882 ファックス 079-672-0505
丹 波	篠山市・丹波市	丹波農林振興事務所 森林課 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 電話 0795-73-3796 ファックス 0795-72-4063
洲 本	洲本市・南あわじ市・淡路市	洲本農林水産振興事務所 森林課 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 電話 0799-26-2103 ファックス 0799-22-1443

11 県の林業・木材産業改善資金に関するお問い合わせ

兵庫県農林水産部林務課 林政調整班（林政推進・普及担当）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 078-362-3464（内線79418）

ファックス 078-362-3954

12 注意事項

本しおりは林業・木材産業改善資金貸付促進のため概要をまとめたものです。記載漏れ、不備等がある場合がございますので詳細につきましては上記10（最寄りの担当窓口）、11並びに12までご連絡ください。